

○ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載した携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。</p> <p>十二 携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務であつて、その伝送方式にパケット伝送方式を用いるものをいう。</p> <p>十三 三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス 第十一号に掲げる電気通信役務であつて、三・九世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。</p> <p>十四 三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス 第十二号に</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載した携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。</p> <p>十二 携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務であつて、その伝送方式にパケット伝送方式を用いるものをいう。</p>

掲げる電気通信役務であつて、三・九世代移動通信システムを用いて提供されるものをいう。

十五 BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、無線設備規則第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いて提供されるものをいう。

十六～二十 (略)

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二及び様式第四によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二及び様式第四によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	(略)	様式第一及び様式第四
総合デジタル通信サ	(略)	様式第一

十三 BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いて提供されるものをいう。

十四～十八 (略)

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二及び様式第四によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二及び様式第四によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	(略)	様式第一及び様式第四
総合デジタル通信サ	(略)	様式第一

ービス		
公衆電話	(略)	様式第二
携帯電話	電気通信回線設備を設置して 携帯電話を提供する電気通信 事業者	様式第三及 び様式第四
P H S	電気通信回線設備を設置して P H Sを提供する電気通信事 業者	
I P 電話 (当該 I P 電話の提供のために 電気通信番号規則 (平成九年郵政省令 第八十二号) 第九条 第一項第一号又は第 十条第一項第二号に 規定する電気通信番 号を使用するものに 限る。)	(略)	様式第五
F M C サービス	(略)	様式第六
インターネット接続 サービス (携帯電 話・P H S 端末イン ターネット接続サ ービスであるものを除 く。)	インターネット接続サービス を提供する電気通信事業者で あつて、四半期末におけるイ ンターネット接続サ ービス (携帯電話・P H S 端末イン ターネット接続サ ービスであるものを除 く。) の契約数等	様式第七

ービス		
公衆電話	(略)	様式第二
携帯電話	電気通信回線設備を設置して 携帯電話を提供する電気通信 事業者	様式第三及 び様式第四
P H S	電気通信回線設備を設置して P H Sを提供する電気通信事 業者	
I P 電話 (当該 I P 電話の提供のために 電気通信番号規則 (平成九年郵政省令 第八十二号) 第九条 第一項第一号又は第 十条第一項第二号に 規定する電気通信番 号を使用するものに 限る。)	(略)	様式第五
F M C サービス	(略)	様式第六
インターネット接続 サービス (携帯電 話・P H S 端末イン ターネット接続サ ービスであるものを除 く。)	インターネット接続サービス を提供する電気通信事業者で あつて、四半期末におけるイ ンターネット接続サ ービス (携帯電話・P H S 端末イン ターネット接続サ ービスであるものを除 く。) の契約数等	様式第七

	(インターネット接続サービスの契約を締結した者の数及び当該契約に付随してインターネット接続サービスの提供を受ける者の数の合計数をいう。)が五万以上であるもの				(インターネット接続サービスの契約を締結した者の数及び当該契約に付随してインターネット接続サービスの提供を受ける者の数の合計数をいう。)が五万以上であるもの		
FTTHアクセスサービス	(略)	様式第八		FTTHアクセスサービス	(略)	様式第八	
DSLアクセスサービス	(略)	様式第九		DSLアクセスサービス	(略)	様式第九	
CATVアクセスサービス	(略)			CATVアクセスサービス	(略)		
FWAアクセスサービス	(略)	様式第十		FWAアクセスサービス	(略)	様式第十	
携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス(三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。)	基地局を設置して携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス(三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。)を提供する電気通信事業者	様式第十一		携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス	基地局を設置して携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	様式第十一	
携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスを	基地局を設置して携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスを			携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者		

スであるものを除く。)	提供する電気通信事業者	
三・九世代携帯電話 端末インターネット 接続サービス	基地局を設置して三・九世代 携帯電話端末インターネット 接続サービスを提供する電気 通信事業者	様式第十二
三・九世代携帯電話 パケット通信アクセ スサービス	基地局を設置して三・九世代 携帯電話パケット通信アクセ スサービスを提供する電気通 信事業者	
BWAアクセスサ ービス	(略)	様式第十三
公衆無線LANアク セスサービス	(略)	様式第十四
IP-VPNサービ ス	(略)	様式第十五
広域イーサネットサ ービス		

2 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	(略)	様式第十六
総合デジタル通信サ	(略)	

(新規)		
(新規)		
BWAアクセスサ ービス	(略)	様式第十二
公衆無線LANアク セスサービス	(略)	様式第十三
IP-VPNサービ ス	(略)	様式第十四
広域イーサネットサ ービス		

2 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	(略)	様式第十五
総合デジタル通信サ	(略)	

ービス		
中継電話	(略)	
公衆電話	(略)	
携帯電話	(略)	様式第十六 (第五表を 除く。)
P H S	(略)	
I P 電話 (当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)	(略)	様式第十六 (第一表に 限る。)
専用役務 (国内電気通信役務であるものに限る。)	(略)	様式第十七

3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、様式第十八及び様式第二十によるものについては毎報告年度経過後六月以内に、様式第十九によるものについては毎四半期経過後二月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度又は当該四半期の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
--------	---------	------

ービス		
中継電話	(略)	
公衆電話	(略)	
携帯電話	(略)	様式第十五 (第五表を 除く。)
P H S	(略)	
I P 電話 (当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)	(略)	様式第十五 (第一表に 限る。)
専用役務 (国内電気通信役務であるものに限る。)	(略)	様式第十六

3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、様式第十七及び様式第十九によるものについては毎報告年度経過後六月以内に、様式第十八によるものについては毎四半期経過後二月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度又は当該四半期の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
--------	---------	------

国際電話等	(略)	様式第十八 及び様式第 十九
専用役務（国際電気 通信役務であるもの に限る。）	(略)	様式第十八 及び様式第 二十

(伝送路設備設置状況報告等)

第三条 固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者は、**様式第
二十一**により、毎報告年度経過後二月以内に、当該伝送路設備の当該報告年度末の設置状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、**様式第二十二**により、毎報告年度経過後一月以内に、当該伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告)

第四条 電気通信事業法第三十四条第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、**様式第二十三**により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(外国政府等との協定等の報告)

第五条 電気通信事業法第四十条の認可を受けた電気通信事業者は、**様式第二十四**により、毎報告年度経過後二月以内に、当該報告年度に締結し、又は変更した外国政府又は外国人若しくは外国法人との

国際電話等	(略)	様式第十七 及び様式第 十八
専用役務（国際電気 通信役務であるもの に限る。）	(略)	様式第十七 及び様式第 十九

(伝送路設備設置状況報告等)

第三条 固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者は、**様式第
二十**により、毎報告年度経過後二月以内に、当該伝送路設備の当該報告年度末の設置状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、**様式第二十一**により、毎報告年度経過後一月以内に、当該伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告)

第四条 電気通信事業法第三十四条第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、**様式第二十二**により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(外国政府等との協定等の報告)

第五条 電気通信事業法第四十条の認可を受けた電気通信事業者は、**様式第二十三**により、毎報告年度経過後二月以内に、当該報告年度に締結し、又は変更した外国政府又は外国人若しくは外国法人との

間の協定又は契約について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(認定電気通信事業者の会計報告)

第六条 認定電気通信事業者（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第二条に規定する事業者（次項において「電気通信事業会計規則適用事業者」という。）を除く。）は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十五の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 電気通信事業会計規則適用事業者である認定電気通信事業者であつて、認定電気通信事業以外の電気通信事業を行つているものは、様式第二十五により、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(緊急通報の取扱いに関する報告)

第七条 電気通信事業者は、一一〇の電気通信番号を用いた警察機関への通報、一一八の電気通信番号を用いた海上保安機関への通報又は一一九の電気通信番号を用いた消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）の取扱いを開始するときは、当該緊急通報の取扱いに関する事項について、様式第二十六により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は緊急通報の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

(事故発生状況の報告)

第七条の二 電気通信事業者は、次の各号に該当する事故が発生した場合は、様式第二十七により、毎四半期経過後二月以内に、その発

間の協定又は契約について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(認定電気通信事業者の会計報告)

第六条 認定電気通信事業者（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第二条に規定する事業者（次項において「電気通信事業会計規則適用事業者」という。）を除く。）は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十四の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 電気通信事業会計規則適用事業者である認定電気通信事業者であつて、認定電気通信事業以外の電気通信事業を行つているものは、様式第二十四により、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(緊急通報の取扱いに関する報告)

第七条 電気通信事業者は、一一〇の電気通信番号を用いた警察機関への通報、一一八の電気通信番号を用いた海上保安機関への通報又は一一九の電気通信番号を用いた消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）の取扱いを開始するときは、当該緊急通報の取扱いに関する事項について、様式第二十五により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は緊急通報の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

(事故発生状況の報告)

第七条の二 電気通信事業者は、次の各号に該当する事故が発生した場合は、様式第二十六により、毎四半期経過後二月以内に、その発

生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。

一〇三 (略)

2 (略)

(電気通信番号に関する使用状況報告)

第八条 電気通信番号規則第九条第一項各号又は第十条第一項各号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、**様式第二十八**により、毎報告年度経過後三月以内に、当該指定を受けた電気通信番号等の当該報告年度末の使用状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告)

第九条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「算定規則」という。)別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者(適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。)若しくは分割又は譲渡しにより当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者(当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。)は、**様式第二十九**により、当該指定を受けた電気通信番号(一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。)の毎月末の使用状況等(一部承継事業者等に

生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。

一〇三 (略)

2 (略)

(電気通信番号に関する使用状況報告)

第八条 電気通信番号規則第九条第一項各号又は第十条第一項各号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、**様式第二十七**により、毎報告年度経過後三月以内に、当該指定を受けた電気通信番号等の当該報告年度末の使用状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告)

第九条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「算定規則」という。)別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者(適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。)若しくは分割又は譲渡しにより当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者(当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。)は、**様式第二十八**により、当該指定を受けた電気通信番号(一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。)の毎月末の使用状況等(一部承継事業者等に

あつては、承継又は譲受けがあつた月から算定規則第二十七条第二項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。) について、翌々月の末日までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第十条・第十一条 (略)

あつては、承継又は譲受けがあつた月から算定規則第二十七条第二項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。) について、翌々月の末日までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第十条・第十一条 (略)

(表 4)

改 正 案	現 行																														
<p>様式第1・様式第2 (略) 様式第3 (第2条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数</p> <p style="text-align: right;">年 月 日現在</p> <p>サービスの種類 (細区分) _____</p> <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th colspan="2" style="text-align: center;">事業者名</th></tr><tr><th style="text-align: center;">都 道 府 県</th><th style="text-align: center;">契 約 数</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td style="text-align: center;"><u>三・九世代移動通信システムに係るもの (PHSの場合は、記載を要しない。)</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;"><u>参考事項</u></td><td></td></tr></tbody></table>	事業者名		都 道 府 県	契 約 数		<u>三・九世代移動通信システムに係るもの (PHSの場合は、記載を要しない。)</u>							合 計		<u>参考事項</u>		<p>様式第1・様式第2 (略) 様式第3 (第2条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">電気通信役務契約等状況報告 都道府県別契約数</p> <p style="text-align: right;">年 月 日現在</p> <p>サービスの種類 (細区分) _____</p> <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th colspan="2" style="text-align: center;">事業者名</th></tr><tr><th style="text-align: center;">都 道 府 県</th><th style="text-align: center;">契 約 数</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td></td></tr></tbody></table>	事業者名		都 道 府 県	契 約 数									合 計	
事業者名																															
都 道 府 県	契 約 数																														
	<u>三・九世代移動通信システムに係るもの (PHSの場合は、記載を要しない。)</u>																														
合 計																															
<u>参考事項</u>																															
事業者名																															
都 道 府 県	契 約 数																														
合 計																															
<p>注1 携帯電話及びPHSごと (契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと) に別業とすること。 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービスを提供している場合には、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。 <u>3 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信役務提供事業者 (その一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該移動端末設備を用いることにより利用される電気通信役務を提供する電気通信事業者 (当該電気通信役務に係る基地局を設置又は運用する者を除き、当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者に限る。) をいう。以下同じ。) がある場合には、「参考事項」の欄に当該仮想移</u></p>	<p>注1 携帯電話及びPHSごと (契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと) に別業とすること。 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービスを提供している場合には、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。 <u>(新設)</u></p>																														

動電気通信役務提供事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
4 注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
5 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4～様式第10 (略)

様式第4～様式第10 (略)

様式第11 (第2条第1項関係)

様式第11 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告		
契 約 数		
年 月 日現在		
サービスの種類 携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス及び		
携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス		
事業者名		
<u>サービスの種類</u>	<u>携帯電話・PHS端末 インターネット接続サービ ス</u>	<u>携帯電話・PHSパケット 通信アクセスサービス</u>
<u>契約数</u>		
<u>参考事項</u>		

電気通信役務契約等状況報告		
契 約 数		
年 月 日現在		
サービスの種類 携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス及び		
携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス		
事業者名		
<u>サービスの種類</u>	<u>携帯電話・PHS端末 インターネット接続サービ ス</u>	<u>携帯電話・PHSパケット 通信アクセスサービス</u>
<u>契約数</u>		
<u>参考事項</u>		

注1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務によりサービスを提供している場合には、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。
2 自ら提供する携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス又は携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の欄に、当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
3 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務によりサービスを提供している場合には、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。
 (新設)
2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 12 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契 約 数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス及び

三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス

事業者名

<u>サービスの種類</u>	<u>三・九世代携帯電話端末 インターネット接続サービ ス</u>	<u>三・九世代携帯電話パケッ ト通信アクセスサービス</u>
<u>契約数</u>		
<u>参考事項</u>		

注 1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービスを提供している場合には、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。

2 自らの提供する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス又は三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の欄に、当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

3 注 2 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(新設)

様式第 13 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類 BWAアクセスサービス	
事業者名	
都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参考事項	

- 注 1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務により又は他の電気通信事業者との電気通信設備の接続によりサービスを提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 4 自ら提供するBWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の欄に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 注 4 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4 番とすること。

様式第 14～様式第 29 (略)

様式第 12 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類 BWAアクセスサービス	
事業者名	
都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参考事項	

- 注 1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務により又は他の電気通信事業者との電気通信設備の接続によりサービスを提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4 番とすること。

様式第 13～様式第 28 (略)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十二年一月一日以降である報告から適用する。